

平成 22 年(2010 年)3 月 19 日

【自治労明石市水道労働組合への回答】

浄水場の管理体制について

平成 22 年 3 月 11 日に本市水道事業より提案いたしました浄水場管理体制について再度検討し、下記のとおり再提案いたします。

貴組合におきましては、夜間勤務にかかる職員の負担を解消し、水道事業の持続的な経営を図るための管理形態の見直しであることをご理解いただき、浄水場管理体制の変更にご協力をお願い致します。

記

1 平成 22 年度 明石川浄水場の管理体制は次のとおりとする。

- (1) 平成 22 年 4 月 1 日より鳥羽浄水場から明石川浄水場の夜間遠隔監視を実施する。
- (2) 平成 22 年 4 月 1 日より平成 23 年 3 月 31 日までの 1 年間は、民間委託により宿直者 1 名を配置する。